4　ＣＶＡバリュー・アット・リスク及びＣＶＡストレス・バリュー・アット・リスクを算出する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法を用いなければならない。

一　ポジションの時価を再計算することによりマーケット・リスク相当額を算出する内部モデルを使用している場合　次に掲げる算式により得られる値を用いてＣＶＡバリュー・アット・リスク及びＣＶＡストレス・バリュー・アット・リスクを算出する方法

$$CVA=(LGD_{MKT})\times\sum_{i=1}^{T}Max\left(0,\times EXP\left(-\frac{s_{i-1}\times t_{i-1}}{LGD_{MKT}}\right)-EXP\left(-\frac{s_i\times t_i}{LGD_{MKT}}\right)\right)\times\left(\frac{EE_{i-1}\times D_{i-1}+EE_i\times D_i}{2}\right)$$

LGD_{MKT}は、取引相手方に係る債券等の市場におけるスプレッドに基づく当該取引相手方のLGD（以下この節において同じ。）

t_iは、現時点からEE_iをｉ回目に再評価するまでの期間（以下この節において同じ。）

t_Tは、取引相手方とのネッティング・セットにおける最長の契約満期（以下この節において同じ。）

s_iは、期間t_iに対応する取引相手方のクレジット・スプレッド（以下この節において同じ。）

D_iは、期間t_iに対応するディスカウント・ファクター（期間t_iが経過する時点における価値を一とした場合の割引現在価値であってリスクフリー・レートを用いて算出したものをいう。ただし、D_0の値は一とする。以下この節において同じ。）

EE_iは、期間t_iにおける取引相手方に対する期待エクスポージャー（以下この節において同じ。）

二　特定の期間帯におけるクレジット・スプレッドの変動に対する感応度を用いてマーケット・リスク相当額を算出する内部モデルを使用している場合　次に掲げる算式により得られるスプレッドの変動に対する感応度を用いてＣＶＡバリュー・アット・リスク及びＣＶＡストレス・バリュー・アット・リスクを算出する方法

$$Regulatory\quad CS01_i=0.0001\times t_i\times EXP\left(-\frac{s_i\times t_i}{LGD_{MKT}}\right)\times\left(\frac{EE_{i-1}\times D_{i-1}-EE_{i+1}\times D_{i+1}}{2}\right)$$

（ｉ＜Ｔのとき）

$$Regulatory\quad CS01_T=0.0001\times t_T\times EXP\left(-\frac{s_T\times t_T}{LGD_{MKT}}\right)\times\left(\frac{EE_{T-1}\times D_{T-1}+EE_T\times D_T}{2}\right)$$

（ｉ＝Ｔのとき）

三　パラレル・シフトを仮定したクレジット・スプレッドの変動に対する感応度を用いてマーケット・リスク相当額を算出する内部モデルを使用している場合　次に掲げる算式により得られるスプレッドの変動に対する感応度を用いてＣＶＡバリュー・アット・リスク及びＣＶＡストレス・バリュー・アット・リスクを算出する方法

$$Regulatory\quad CS01=0.0001\times\sum_{i=1}^{T}\left(t_i\times EXP\left(-\frac{s_i\times t_i}{LGD_{MKT}}\right)-t_{i-1}\times EXP\left(-\frac{s_{i-1}\times t_{i-1}}{LGD_{MKT}}\right)\right)\times\left(\frac{EE_{i-1}\times D_{i-1}+EE_i\times D_i}{2}\right)$$

5　前項の規定にかかわらず、第五十七条の四第六項（第百三十五条第五項又は第百四十三条第五項において準用する場合を含む。）に規定する方法を使用する場合には、ネッティング・セットにおける最も長いマチュリティの二分の一に相当する期間又は当該ネッティング・セットに含まれる全ての派生商品取引に係る想定元本額の名目額により加重平均したマチュリティのいずれか大きい期間をt_Tとし、当該ネッティング・セットの実効ＥＰＥをEE_1としなければならない。

6　ＣＶＡバリュー・アット・リスク及びＣＶＡストレス・バリュー・アット・リスクを算出する場合には、前条第六項各号に掲げる取引であってＣＶＡリスクのヘッジを目的とするものに限り、ＣＶＡリスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。

7　前項の場合において、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップによるＣＶＡリスクに対するヘッジ効果を反映させるときは、当該インデックス・クレジット・デフォルト・スワップと単一の債務者に係るクレジット・スプレッドの間のベーシス・リスクを反映させなければならない。ただし、ＣＶＡリスク相当額の算出に当たって、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップの想定元本額の五十パーセントを上限としている場合は、この限りでない。

（適用除外）

第二百四十八条の五　前条の規定にかかわらず、取引相手方に係る債券等の個別リスクを内部モデル方式を用いて適切に計測できない場合には、当該取引相手方に係る派生商品取引に係るＣＶＡリスク相当額を、前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

2　カレント・エクスポージャー方式又は標準方式を用いて与信相当額を算出する特定のポートフォリオに含まれる派生商品取引については、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、当該派生商品取引に係るＣＶＡリスク相当額を前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

第二百五十二条第三項第十号中「第二条の算式」を「第二条第三号の算式」に改める。

第二百七十条第一号中「の項目」を「に掲げる項目（リスク管理上必要がないと認められる場合にあっては、ニに掲げる項目を除くことができる。）」に、「とする。また、連結子会社」を「とし、連結子法人等」に、「。ただし、ニについては、リスク管理上必要がないと認められる場合においては、合計の対象としないことができる」を「ものとする」に改め、同条第三号イ中「すべて」を「全て」に改める。

第二百八十条の二第一号の表及び第二号の表中「自己資本控除」を「百」に改める。

第二百八十条の三第一号の表及び第二号の表中「自己資本控除」を「百・〇〇」に改める。

第二百八十条の四第一項中「第二百八十条の三」と」の下に「「千二百五十パーセント」とあるのは「百パーセント」と」を加え、同条第三項中「自己資本控除」を「百パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に改める。

第二百八十条の五の見出し中「自己資本控除」を「百パーセントのリスク・ウェイトの適用」に改め、同条第一項中「が自己資本控除とされる場合」を「に百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合」に改め、同条第二項中「が自己資本控除とされる場合」を「に百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。

第二百八十条の五に次の一項を加える。

3　信用補完機能を持つＩ／Ｏストリップスについては、第二百二十五条（第一項第一号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。

第二百九十一条第三項第二号中「（第九条第一項第一号に規定する「法人等」をいう。）」を削る。

第二百九十三条第一項中「第三項第十号及び」を「同号及び」に改め、同条第三項第五号ロ及びへ中「すべて」を「全て」に改め、同項第十号中「第二条の算式」を「第二条第三号の算式」に改める。

第二百九十九条中「本店」を「主たる事務所」に改め、「（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長。次条において同じ。）」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

金融庁長官は、第六条第四項第五号イ及び第七条第四項第五号イの確認の権限のうち、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）第四条に掲げる銀行持株会社以外の銀行持株会社に対するものを、当該銀行持株会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長。次項及び次条において同じ。）に委任する。